

県知事の許可を要しない周産期医療に係る病床の設置

(医療法施行規則第 1 条の 1 4 第 7 項の規定に該当する診療所の認定)

県知事の許可を要しない周産期医療に係る病床の設置 (医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当する診療所の認定)

■ 病床規制

平成18年度の医療法改正により、平成19年1月1日から有床診療所も病床規制の対象となっている。

- ・診療所に病床を設置するとき等は、県知事の許可が必要(医療法第7条第3項)。
 - ・病床過剰地域における診療所の病床設置等の許可申請については、病床設置の中止等の勧告の対象となる(医療法第30条の11)。
- ※本県では「療養病床及び一般病床」について、那賀・田辺以外の5保健医療圏において既存病床数が基準病床数を上回っており、病床過剰となっている。

■ 県知事の許可を要しない場合

都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いたうえで、

- ・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- ・地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- ・へき地の医療、小児医療、**周産期医療**、救急医療、その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所に、療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

【医療法第7条3項、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号】

■ 届出

上記の診療所に該当し、診療所に一般病床を設けた者は、当該病床を設置したときから10日以内に県知事に次の事項を届出

- ・病床数
- ・病床の種別ごとの病床数
- ・各病室の病床数

【医療法施行規則第1条の14第8項】

橋本医療圏の周産期医療に係る病床の設置について

■ 概要

- ▶ 奥村マタニティクリニックから運営体制の変更及びこれに伴う病床（18床）の設置について申し出があったもの
- ・ 医療法人久和会の設立により、奥村マタニティクリニックの開設者が、**管理医師個人から医療法人久和会に移行する。**
- ・ **奥村マタニティクリニックの病床（18床）**についても、**法人開設の診療所に引き継ぎたい。**

■ 法人移行後の体制 ※現体制からの変更なし

項目	移行後の内容
院名	奥村マタニティクリニック
標榜診療科目	産婦人科、小児科
施設・設備	現行のものを継承
病床	一般病床 18床
分娩の取扱い	有

職員	常勤	非常勤
医師	2	1
助産師	6	3
看護師	3	2
准看護師	2	-
その他	5	-

《方針案》

- ▶ **体制変更後（11月1日～）、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当する診療所として、**届出による病床の設置を認める**こととしたい。**

■ 県内の分娩取扱施設数と病床数

分娩取扱施設数	H26(2014).4		R6(2024).4		増減	
	病診	助	病診	助	病診	助
和歌山・那賀・有田	5	9	3	3	▲2	▲4
橋本	1	1	1	1		
御坊	1	1	1	1		▲1
田辺	1	1	6	1		▲4
新宮	2	1	1	1	▲1	▲1
合計	10	13	11	7	▲3	▲5
		34		21		▲13

医務課調べ

医務課調べ

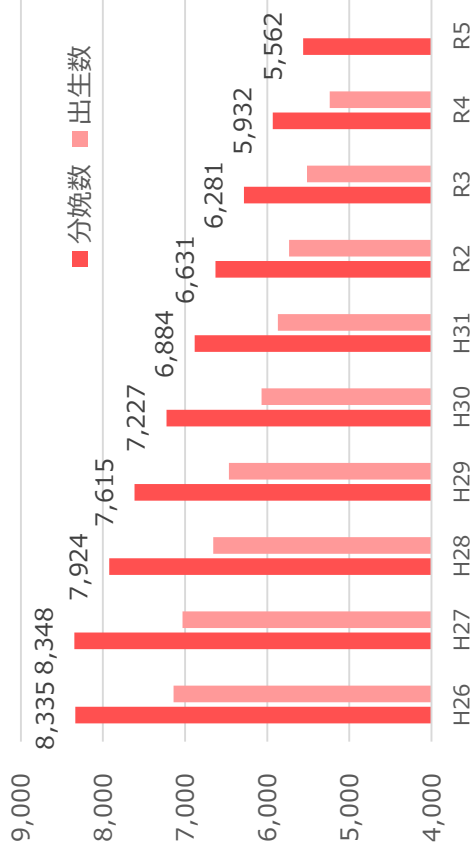
病床数	R6.4.1			
	産科病床	MFICU	NICU	GCU
和歌山・那賀・有田	144	6	19	18
橋本	35	0	0	0
御坊	19	0	3	0
田辺	45	1	10	0
新宮	25	0	0	0
合計	268	7	32	24

- ▶ 他圏域では分娩施設数が減少する中、橋本医療圏はH26と同数を維持

橋本医療圏の周産期医療に係る病床の設置について

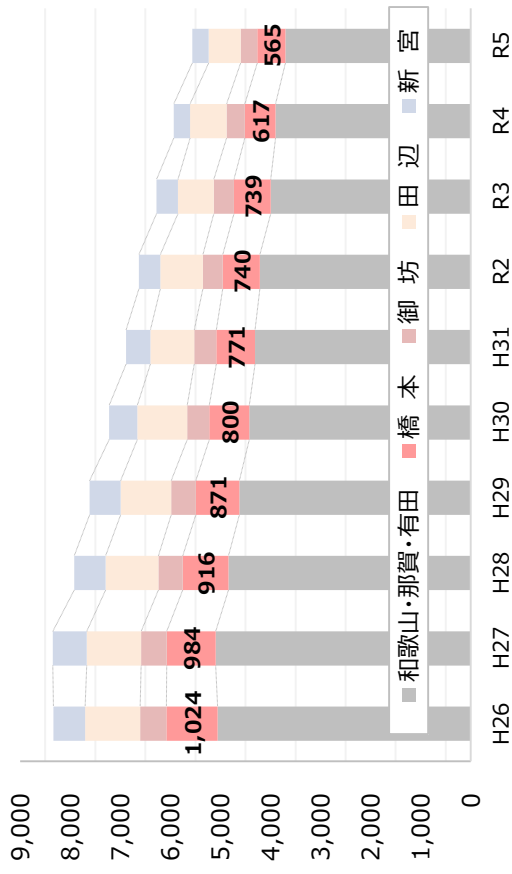
■ 県内の分娩数と出生数推移

分娩数: 医務課調べ 出生数: 人口動態調査



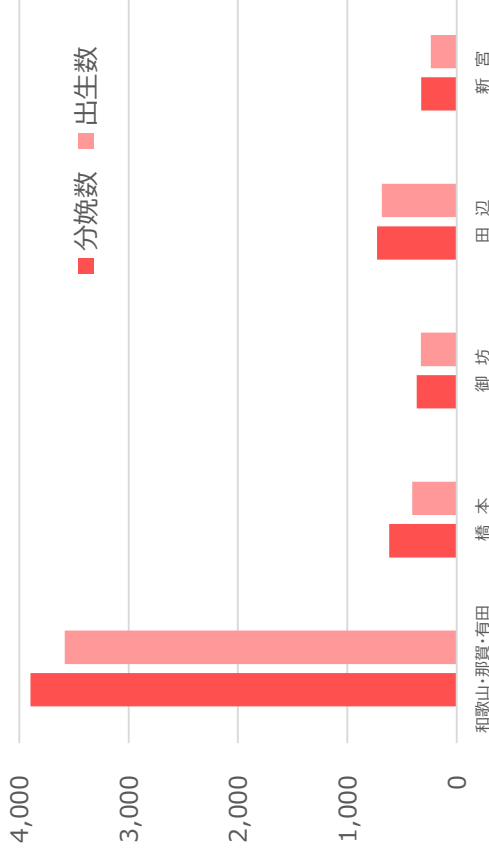
■ 圏域別の分娩数推移

医務課調べ



■ 圏域別の分娩数と出生数

分娩数: 医務課調べ 出生数: 人口動態調査



➤ 分娩数、出生数ともに減少傾向にあり、いずれの医療圏も分娩数が減少。

※分娩数は年区分(1~12月)、出生数は年度区分 (4~翌3月)

➤ R 4 年度の圏域別の分娩数と出生数を比較するといずれの医療圏も分娩数 > 出生数。

→ 要因としては、県外をはじめとする他圏域からの出産（里帰り出産）を一定数受け入れている

橋本医療圏の周産期医療に係る病床の設置について

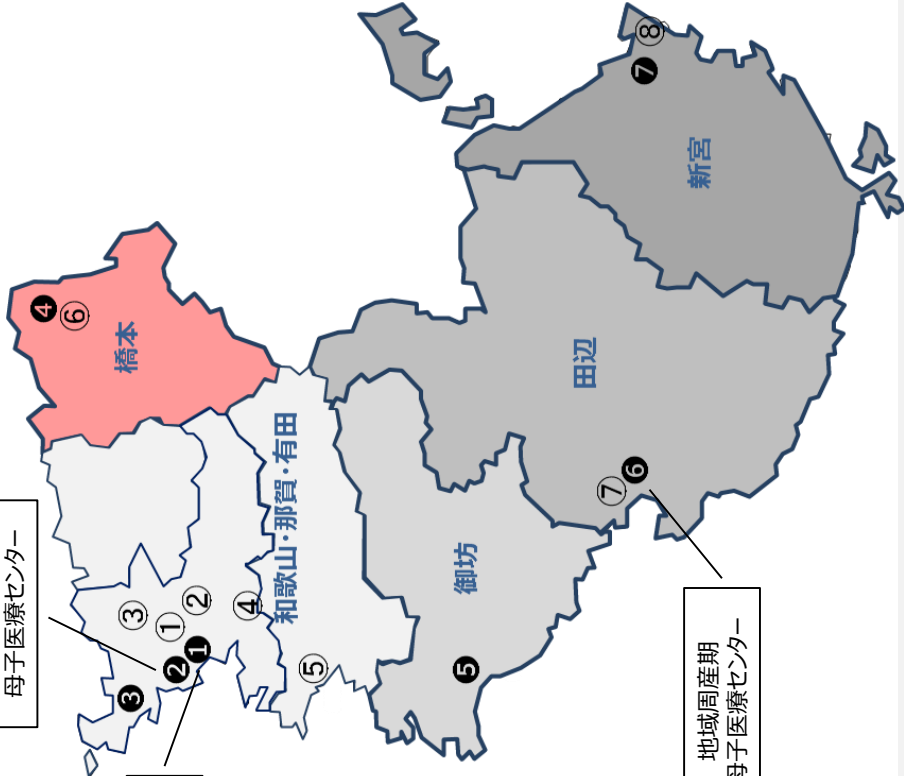
■ 分娩取扱医療機関の概況

医療圏	病院（7施設）・診療所（8施設）	分娩取扱 常勤医師	分娩数 R5.1～R5.12	医療課調べ	
				一人当たり 分娩数	分娩数
和歌山 ・那賀 ・有田	① 和歌山県立医科大学附属病院 (総合周産期母子医療センター)	16	447		
	② 日本赤十字社和歌山医療センター (地域周産期母子医療センター)	15	581		
	③ 和歌山労災病院 有田市立病院	3	223		R6.3分娩休止
	④ 花山ママクリニック	2	1,061		
	⑤ 稲田クリニック はまだ産婦人科	2	774		
橋本	⑥ しこねクリニック	2	329		
	⑦ ファミール産院ありだ 粉川レディースクリニック	1	60		R6.4 開業
	⑧ 橋本市民病院	1	565		R5.3分娩休止
	小計	42	3,661	81	
	小計	4	175		
御坊	⑨ 奥村マタニティクリニック	1	390		
	小計	5	565	113	
田辺	⑩ ひだか病院	4	323		
	小計	4	323	81	
新宮	⑪ 紀南病院(地域周産期母子医療センター)	6	435		
	⑫ 榎本産婦人科	1	191		
新宮	⑬ 新宮市立医療センター	7	626		89
	⑭ いずみウイメンズクリニック	4	215		
新宮	⑮ 小計	1	109		
	小計	5	324	65	
合計		63	5,499	87	

地域周産期
母子医療センター

総合周産期
母子医療センター

地域周産期
母子医療センター



- 県内の分娩取扱医療機関は15施設（病院7、診療所8）。紀北エリアに集中。
- 分娩取扱医療機関での分娩数 5,499件 平均366件/医療機関
- 県内の分娩取扱常勤医師数63人 医師一人当たり分娩平均87件
→ 奥村マタニティクリニックは医療機関分娩数、医師一人当たり分娩数ともに平均を上回っており、橋本医療圏の約7割の分娩に対応

意見書

少子高齢化の影響もあり、全国的に分娩取扱医不足が進んでいるのが現状であり、わが県においても2010年から2023年の間でも、分娩取扱医（常勤のみ）は大幅には増加していない。

当圏域においても、令和5年の分娩取扱数は医師一人あたり約113人（県平均約87人）と県下最大の取扱数で、分娩を取り扱っている医療機関は「橋本市民病院」と「奥村マタニティクリニック」の2医療機関のみであり、十分な医療体制とは言い難いのが現状である。

また、この医療機関はいずれも橋本市内に位置し、近隣の市町はもとより、大阪府や奈良県を含めた広域的な患者の受入を行っており、周産期医療における貢献は広範囲に及んでいる。

年間の分娩数を個別にみると、令和5年では、橋本市民病院は約175件、奥村マタニティクリニックは約390件の分娩を取り扱っており、後者は地域の約70%の分娩を取り扱っていることになる。

仮に休止となると、年間約565件の分娩を橋本市民病院など他の医療機関で補うことになり、地域の基幹病院である橋本市民病院の医療体制にも大きな影響を与え、さらには、周産期医療のみならず地域医療にも大きな影響を及ぼすことになる。

以上のことに鑑み、当保健所としては、事前協議申請者である医療法人久和会理事長井上泰英氏が、医療法人久和会の奥村マタニティクリニックを開設、病床設置することは、地域の安定した周産期医療の確保をはじめとする地域医療に大きく寄与するものと考えている。

令和6年9月20日

橋本保健所長

